

道府県民税株式会社等譲渡所得割納入書

(都道府県名) 平成 年 分 中途 月 分 平成 年 月 日 提出 特別徴収義務者 番号 旧特別徴収義務者 番号 特別徴収義務者 番号 特別徴収義務者		所在地及び名称 (所属) (電話) 口座番号 加入者名
支 払 金 額 納 入 金 額 延 滞 金 合 計 0.1 0.2 0.3 0.4	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	※ 日計 円 領収日付印

備考 (金融機関又は郵便局保管)
 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
 3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

附 則
 1. この通知は、平成十六年一月一日から施行する。

(縣川正)

○財務省令第五十八号
 租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号(第三十四条の二第四項において準用する第三十四条第四項、第六十四条第四項(第六十四条の二第十二項及び第六十五条第四項において準用する場合を含む。)及び第六十五条の四第四項において準用する第六十五条の三第四項、租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第二条、第三十九条第二十六項及び第三十九条の二第九項並びに所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三百三十六条第二項第五号及び第三百四十五条第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十五年五月三十日
 財務大臣 塩川正十郎

租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令
 (租税特別措置法施行規則の一部改正)
 第一条 租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 第二条の三第一項第三号中水を削り、へを水とし、トからラまでをへからルまでとする。
 第十七条の二第二項第二十八号中「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、同項第二十三号を「法第三十四条の二第二項第二十三号」に改める。
 第二十二条の二第四項第三号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号イ
 ○厚生労働省令第五十号
 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。
 平成十五年五月三十日
 水質基準に関する省令
 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
二	大腸菌	検出されないうこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/l以下であること。

中「第二条第七号」を「第二条第一項第七号」に、同条第十三号を「同項第十三号」に、同条第五号を「同項第五号」に改める。
 第二十二条の五第一項第二十八号中「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、同項第二十三号を「法第六十五条の四第一項第二十三号」に改める。
 (所得税法施行規則の一部改正)
 第二条 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 第八十一条の五第一項第三号中水を削り、へを水とし、トからラまでをへからルまでとする。
 第八十一条の二第三項第三号中水を削り、へを水とし、トからラまでをへからルまでとする。
 附 則
 この省令は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四百十号)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 次に掲げる規定 公布の日
 イ 第一条中租税特別措置法施行規則第二条の三第一項第三号の改正規定
 ロ 第二条中所得税法施行規則第八十一条の二第三項第三号の改正規定
 二 第二条中所得税法施行規則第八十一条の五第一項第三号の改正規定 平成十六年一月一日

厚生労働大臣 坂口 力